

Monthly Association  
Construction  
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

# 会報



2020 10  
No. 552

現場見学会・就業体験

[令和元年11月13日(水)~11月15日(金)]

宮崎県立延岡工業高等学校  
土木科 2年生 40人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

# 目次 CONTENTS

●令和2年10月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和2年度第5回常務理事会を開催	3
2. 令和2年度第6回常務理事会議事録を開催	4
3. 令和2年度第5回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	5
4. 建設キャリアアップシステムに係る10月からの制度改正のお知らせ	9
5. 宮崎県建設関連産業雇用受入支援事業について	10
6. 令和2年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	11
7. 令和2年度テレビCM放送のご案内	12
●雇用改善コーナー	
1. 令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について	13
2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに 文書募集開始時期等について	14
●建退共	
1. 建退共制度加入促進強化月間について	16
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	16
●技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	17
2. 令和2年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」受験準備講習会開催のご案内	17
3. 第25回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ	17
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	18
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	19
●建災防	
1. 剥離剤による中毒が多発しています	20
2. 雇用管理研修のご案内	21
3. 全国建設業労災互助会からののお知らせ	23
4. 宮崎県最低賃金の改定について	23
●火薬協会	
1. 令和2年火薬類による事故（速報）	24
2. 令和2年中の火薬類保安講習の受講申込について	25
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）	26
2. 中間前払金制度のご案内	27
●建設業情報管理センターからののお知らせ	28
●建設業福祉共済団からののお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	29

# 令和2年10月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木	事務局長会議	振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育(清武)	
2	金			
3	土			
4	日			
5	月			
6	火		職長・安全衛生責任者教育(延岡 7日まで)	
7	水			
8	木	監理技術者講習(延岡)		
9	金		小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転の業務に係る特別教育(清武 10日まで)	
10	土			
11	日			
12	月	技士会 技術委員会及び県との意見交換会		
13	火		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習(清武 15日まで)	
14	水			
15	木	令和2年度地域懇談会・定例懇談会(長崎)		
16	金		車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習(清武 17日まで)	
17	土			
18	日			
19	月			
20	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育(清武)	
21	水	県協会 常務理事会及び県との意見交換会		
22	木		建退共ブロック支部事務担当者会議(WEB)	
23	金	みやざきテクノフェア(24日まで)	高所作業車運転技能講習(清武 24日まで)	
24	土			
25	日			
26	月			
27	火		ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育(清武)	
28	水			
29	木		職長・安全衛生責任者能力向上教育(清武)	
30	金			
31	土			

## 県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
2020.8.26付 厚生労働省 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について	厚生労働省	PDF
2020.9.10付 建設関連産業雇用受入支援事業について（バナー参照）	宮崎県建設業協会	html
2020.9.14付 国土交通省 建設業法施行規則等を改正する省令について（令和2年10月施行分）	国土交通省	html

## 会員の異動状況

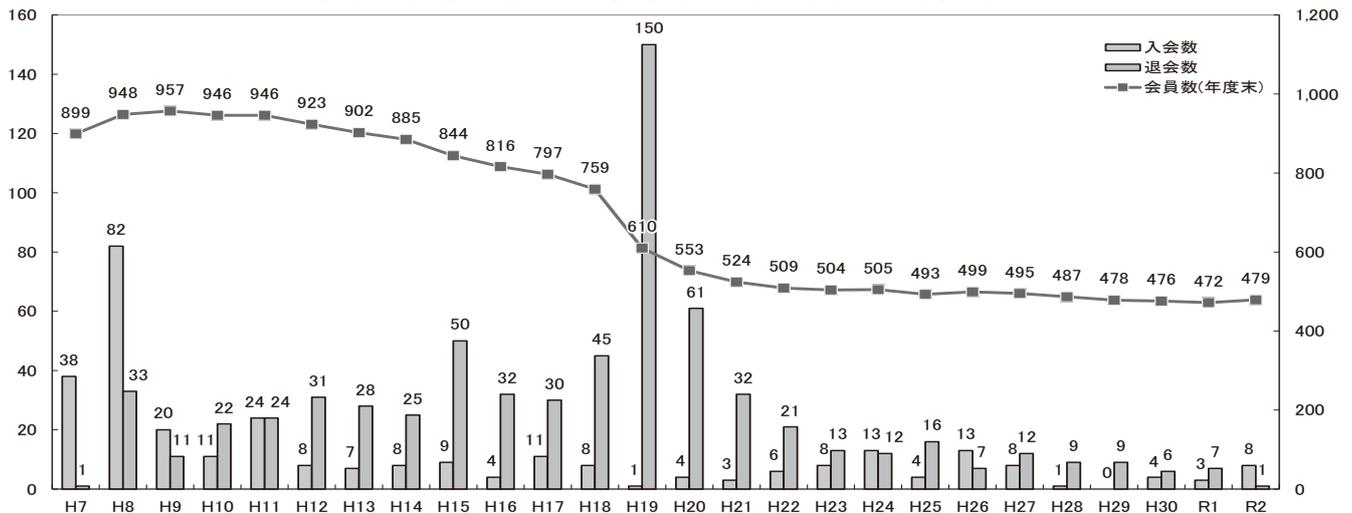
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	(株)鈴木組	代表者	鈴木正廣	鈴木健史
串間	(有)日勝建設	代表者	野邊勝彦	野邊耕
都城	(株)内戸保住建	代表者	内戸保浩二	内戸保雄司郎
西都	(株)一ツ瀬建設	商号	(有)一ツ瀬建設	(株)一ツ瀬建設
日向	(有)大日建設	代表者	小野敏行	小野敏満
日向	(株)七組	代表者	岩本健司	岩本倫尚
		商号	(資)七組	(株)七組
延岡	北方建設(有)	代表者	加行幸一	加行安子

【退会】

地区名	会社名	代表者名
東諸	(株)後藤工務店	後藤孝一

## 宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	8
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	1
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	479

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R2は9.29現在

# 宮崎県建設業協会

## 1. 令和2年度第5回常務理事会を開催

令和2年8月31日（月）14時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり藤元会長が「新型コロナ感染は下火になっているが、建設業界でも数名の感染者が発生している。本日の議題に、「新型コロナウイルス感染予防対策（職場復帰）について」があるが、皆さんの意見を参考に感染された方が問題無く、職場復帰できる仕組みづくりをしたい。また、当会独自の自粛要請を8月末日まで行ったが、感染拡大を少しは抑えることができたと考えている。県では「感染拡大緊急警報」が本日で解除されるが、飲食や観光業は大変厳しい状況のため、少しでも経済の下支えになるように9月から協力していただきたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

### 議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者や情報提供内容について報告した。

### 議題2 建設キャリアアップシステムに係る動向等について

山尾係長が資料2に基づき、建設キャリアアップシステムの今後のスケジュール及び料金改定、追加出捐金等について報告し、承認された。

### 議題3 新型コロナウイルス感染予防対策（職場復帰）について

樫村事務局長が資料3に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策（職場復帰）について報告し、情報共有した。

### 議題4 その他

#### (1) 令和2年度宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業若年入職者確保・定着支援事業の雇用状況及び研修計画について報告した。



第5回常務理事会

#### (2) 佐藤信秋参議院議員活動報告について

樫村事務局長が参考2に基づき、佐藤信秋参議院議員より活動報告が届いたことを報告した。

#### (3) 建設関連産業雇用受入支援事業について

坂元コーディネーターが参考3に基づき、建設関連産業雇用受入支援事業についての各地区協会への訪問や周知方法について報告し、承認された。令和3年1月29日迄に採用された方が対象となる。

#### (4) みやざき建設産業就活ガイドブックについて

大谷課長が参考4に基づき、県土整備部が作成するみやざき建設産業就活ガイドブックのイメージ(案)について報告した。

#### (5) クラス別の経常利益率推移について

樫村事務局長が参考5に基づき、クラス別の経常利益率推移について報告した。適正な利潤を追求するうえで、低入札価格調査基準や計算式の更なる改定を進める必要がある。

#### (6) その他

・令和2年度の「土木の日」へ対応について報告した。

### 議題5 協会行事等について

樫村事務局長が参考6に基づき、10月21日の常務理事会（10月12日から変更）及び11月末までの行事について報告し、承認された。

## 2. 令和2年度第6回常務理事会議事録を開催

令和2年9月23日（水）14時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり藤元会長が「新型コロナウイルスは落ち着きつつあるが、どこで感染するかわからない状況のため健康管理には十分注意していただきたい。

台風10号により椎葉村の(株)相生組が被災され、現在も安否の確認ができない方が3名いる。お見舞いと亡くなられたベトナムの方へのご冥福をお祈りする。

安倍政権から菅政権に代わり、都道府県でも厳しい財源の中、今後どのように進めていくのかが模索されていると思う。建設業協会でも会員企業を保護するため、陳情・要望を行う必要がある。制度や仕組み作りについて皆さんと協議し、建設業の発展に繋げたい。今月の25日には宮崎県議会自由民主党会派との意見交換会が予定されているが、協会の意見を集約して、現状や問題点等について伝えたい。本日もよろしくお祈りしたい」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

### 議題1 県議会自民党会派との意見交換会について

坂元専務理事が資料1に基づき、9月25日に開催される県議会自民党会派との意見交換会の説明を行った。

### 議題2 台風10号災害について

樫村事務局長が資料2に基づき、自然災害により会員企業が被災した場合の対応等について審議した。

### 議題4 その他

#### (1) 令和2年度宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業若年入職者確保・定着支援事業の雇用状況及



第6回常務理事会議事録

び集合研修について報告した。

#### (2) 建設関連産業雇用受入支援事業について

樫村事務局長が参考2に基づき、建設関連産業雇用受入支援事業のスケジュール等について報告した。

#### (3) 第1回総務委員会開催報告について

小野総務委員長が参考3に基づき、9月1日に開催された、第1回総務委員会の報告を行った。主な内容は新型コロナウイルス感染症対策（職場復帰）・建設キャリアアップシステムに係る動向等について。

#### (4) 農業土木委員会と農政水産部との意見交換会開催結果について

本部農業土木委員会が参考4に基づき、9月17日に臨時で開催された農業土木委員会と農政水産部との意見交換会の開催結果の報告をした。主な内容は入札不調について。

#### (5) 建設キャリアアップシステムに係る動向等について

山尾係長が参考5に基づき、建設キャリアアップシステムの10月からの制度改正、建設業振興基金によるWEB説明会について報告した。

#### (6) その他

- ・県連への寄附等について協議した。
- ・シトラスリボンプロジェクトについて周知した。

## 議題 5 11 月常務理事会等協会行事等について

檜村事務局長が参考 6 に基づき、11 月 11 日の常務理事会及び 12 月末までの行事について報告し、承認された。

### 3. 令和2年度第5回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和 2 年 8 月 31 日 (月) 午後 4 時、宮崎県建設会館 5 階会議室において、檜村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

#### ◇宮崎県県土整備部

西田次長 (道路・河川・港湾担当)  
 管 理 課：斎藤部参事兼管理課長、  
 赤江課長補佐、中村技師、  
 甲斐主幹  
 技術企画課：境課長、中原課長補佐  
 湯浅・岩切主幹、森川・  
 春田副主幹  
 河 川 課：山浦課長補佐、中武主幹

#### ◇公共三部共管

工事検査課：相牟田・児玉専門員

#### ◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、  
 小野・本部副会長  
 長友・河野(義)・河野(与)・  
 池田・津房・黒木・木村常務理事  
 事 務 局：坂元専務理事、  
 檜村常務理事兼事務局長、  
 早瀬土木農林課長、  
 大谷総務課長、  
 山尾業務係長、  
 有馬コーディネーター



第5回意見交換会

#### 【藤元会長挨拶】

本日はご多忙の中、ご出席いただき感謝を申し上げます。県では、8 月 1 日に出された飲食店等への休業要請が 16 日に解除され、感染拡大緊急警報が本日解除された。県内の感染者は今月だけで 200 名程度、3 月以降では 350 名を超えており、当会でも会員企業での感染者が確認された。そのため、先月末に独自の自粛要請を行い、注意を促した。また、感染者が確認された場合の職場復帰目安について、本日の常務理事会で情報共有した。今後は新型コロナ感染防止を踏まえ、雇用や経済の下支えに前向きに取り組む。

本格的な台風シーズンとなり、台風 9 号も発生

## 宮建協

している。感染対策に細心の注意をはらい、災害対応に備える必要がある。

本日もよろしく願います。

### 【西田次長挨拶】

新型コロナウイルス感染拡大緊急警報が本日で解除となったが、引き続き感染拡大防止の徹底をお願いする。経済財政運営と改革の基本方針 2020 が閣議決定され、防災・減災に対しての記載もあったが、県でもしっかりと予算確保に取り組む。

先月の建設業者研修会は7会場で開催されたが、各地区協会の皆様に協力いただいた。感謝を申し上げる。

明日から9月になるが、大変暑い日が続いているため、現場での熱中症対策をしっかりと行っていただきたい。また、台風9号が2、3日の内に接近するため、引き続き災害対応等の連携をお願いしたい。

### ◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

#### 《技術企画課》

#### 建設キャリアアップシステム活用モデル工事について

- 宮崎県の「CCUS 義務化モデル工事」は、石波トンネルと佐土の谷3号橋の2件を想定している。(義務化モデル工事の試行は、全国で宮城県について2番目) また、「CCUS 活用推奨モデル工事」は17件(営繕工事6件+土木工事11件)を想定している。県の実施要領は国交省の義務化・活用推奨モデル工事とほぼ同等であるが、目標未達成時の対応が異なり、県工事では報告書の公表は行われない。

#### タブレット端末を活用した Web 会議・遠隔臨場等の手引き(案)について

- Web 会議や遠隔臨場等の活用について手引き(案)を作成した。検討している活用については、工事現場の確認業務などで遠隔臨場への活用、パトロールや災害・事故時などの異常発見時のテレビ電話活用など。あくまで、手引き(案)のため、改善案や修正等があれば可能な限り対応する。

#### 《河川課》

#### 宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会 研修会について

- 水辺の工法研究会の第2回研修会を11月5日(県北会場)、6日(県南会場)、第3回を12月15日(県北会場)、16日(県南会場)で予定している。新型コロナの状況によってはオンライン研修会に変更する可能性もある。

### ◆意見交換

#### (1) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事について

協会→活用モデル工事は県土整備部所管工事とあるが、農政水産部や環境森林部にも拡大するのか教えていただきたい。

県→今年度は県土整備部のみの対応を考えており、来年度以降に総合評価で評価、加点することを検討している。それに伴い、県土整備部以外にもアナウンスをしようと考えている。他の部(農政水産部や環境森林部)がどのように対応するかは現時点では不明である。

協会→キャリアアップシステムと建退共の連携が進められているため、工事によって対応が異なると現場での混乱が懸念される。県工事における活用方法等について、検討していただきたい。

#### (2) WEB 会議・遠隔臨場等について

協会→WEB 会議や遠隔臨場等ではLINEが(セキュリティの問題で)使用できないと説明があったが、県の広報には利用すると聞いた。業務の打合せ等の対応について教えていただきたい。

県→県のLINE利用は、特定者に対しての連絡ではなく、県民全体に対しての情報提供で用いる。業務の打合せ等については専用ソフトを使用していただくことになる。

#### (3) 水辺の工法研究会について

協会→水辺の工法研究会を2年間に3回以上受講しないと総合評価で満点にならないが、2回に減らしていただけないか。また、オンラ

インで研修が行われているが、対象業者が問題なく受講（パソコン・タブレットの操作等）ができているか教えていただきたい。

県→研修会は2年間で6回開催され、3回受講で満点評価となる。様々なテーマで講師を招いて研修会を開催するため、半分以上を受講していただきたいという考えであり、ご理解いただきたい。また、先週の実施状況（youtubeで動画を公開）では、700件の実績はあったため、ある程度の視聴はあったと考えている。

協会→今後、河川の工事が多くなったことにより受講者が増加することが考えられる。そのような状況で、会場の3密の分散や受講できる機会を増やすために、研修会の開催回数を増やしていただきたい。また、研修会の開催時期を工事の少ない第1四半期中にしていきたい。

県→開催時期と回数等の要望については検討し、来年度以降に反映させる。（本年度は予定通り開催）

#### （4）条件付き一般競争入札方式と総合評価落札方式の基準等について（とび・土工工事）

協会→地区によって、とび・土工の条件付き一般競争入札方式と総合評価落札方式の工事件数の差がある。それぞれの方式の基準等はあるのか教えていただきたい。

県→総合評価は、ある程度の品質等を求められる工事に適応されることが多い。発注機関が金額や状況に応じて選択しており、とび・土工であれば2000万円以上が目安である。また、基本的な考え方についてはホームページに掲載しているため参照いただきたい。地区毎に偏りがでないようにチェックを引き続き行う。

#### （5）工事中止の場合の対応について

協会→受注後に事前図面との相違等で2、3ヶ月間の工事中止となることがある。それに伴い、下請企業を引き留める費用や担当者のモチ

ベーションの低下が発生している。コンサルタント等が作成している図面の事前確認方法や過去の工事中止の要因の振り返りを行っているのか教えていただきたい。

県→発注者としても工事中止の際には、受注者の皆様へご迷惑がかかるため事前チェックに取り組んでいる。また、コンサルタントも含めた3者検討会を行い、工事中止にならないような対策を行っている状況である。しかし、改善されていない課題もあると思うので、意見交換をしながら必要な検討を行う。

協会→コンサルタントや測量業者による計測や図面作成等に相違があった場合、その修正費を受注者に押しつけられることがある。工事完成までは図面作成や計測を行った業者にも、修正等の責任を負わせるべきではないか。また、コンサルタント等の完成検査は書類で行っているが、（図面の相違をなくすために）検査の強化や現地での検査を行っていただきたい。

県→我々やコンサルタントも十分注意はしているが、全てが正確ではないこともある。より正確に作成できるよう対策を考えていきたい。

協会→工事中止でコンサルタントと対応を検討している状況で、連続する次の区画の工事が発注されたケースがある。発注者は現場状況を把握できると思うので発注の時期をずらしていただきたい。（次の工事を受注した企業は現場状況が把握できない）

県→事前に工事着手が可能になる日を指定し、それが余裕期間内であれば対応できるか。

協会→事前に指定している工事であれば対応できる。工事を受注した段階で工事ができず、余裕期間もないと困る。

県→余裕期間の設定や条件の明示等の対策について検討する。

協会→現在の余裕期間は最大で4か月だが拡大はできないか。

## 宮建協

県→受注者は工事に担当者を配置するが、工事中止が4か月以上続いてしまうと、次の仕事が受注できず経営の回転率や生産性が落ちてしまう。

### (6) 受注状況 (K 値) について

協会→地域によっては、総合評価で評価の高い特定企業のみが良い工事を複数受注している状況がある。受注の偏りをなくすために、特に A ランクは K 値の（過去5か年度の受注額）上限を定めていただきたい。

県→K 値の考え方としては、評価制度開始時に（受注のブレーキをかけないように）過去の実績を踏まえた評価を行うために設定された。しかし、K 値についても意見や課題もあり、10年以上経過しているため検討をしていきたい。

協会→特定の企業は不調不落の対策にも協力的でないため、現在の状況が続けばインフラ整備や災害対応にも影響が出てくる可能性がある。また、業者を守るような仕組みを作っていただきたい。

県→地域のために努力している業者が受注できないことが一番の課題なのか。

協会→適切な利潤を確保できなければ、企業を継続するために利益率の悪い工事を受注する必要がある、ますます経営状況が悪くなる。受注の偏りを無くすために、可能であれば受注制限をかけていただきたい。また、県知事との大規模災害の協定を結んでいるが、災害対応等に必要となる当会の会員が減らないような加入のメリットも検討していただきたい。

県→K 値上限の金額は、その時々を経済情勢や予算によって変化する。災害対応力の強化の観点から、受注の偏りの解消は重要だと思う。すぐには回答できないが、どのような対応ができるかについて議論させていただきたい。

## 4. 建設キャリアアップシステムに係る10月からの 制度改正のお知らせ



令和2年9月8日(火)  
建設キャリアアップシステム  
運営協議会事務局

### 10月からの制度改正のお知らせ

本年10月1日より、料金改定及び運営方法の変更を実施いたします。

#### 1. 料金の改定

(事業者の料金のみ変更。技能者登録料は変更なし)

- ①事業者登録料（5年ごと）  
現行料金の2倍（料金表は2ページに記載）
- ②管理者ID利用料（1年ごと）  
1IDあたり 11,400円（現行2,400円）  
※一人親方は、現行の2,400円に据え置き。
- ③現場利用料（利用ごと）  
1人日・現場あたり 10円（現行3円）  
※10月1日以降にデータが登録された就業履歴に適用。

#### 2. お問い合わせセンターにおける電話受付の終了

2020年9月30日（水）をもって電話受付を終了します。  
10月以降のお問い合わせは、建設キャリアアップシステム  
ホームページの「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

#### 3. 郵送申請・受付窓口申請の受付終了

2020年9月30日（水）をもって郵送申請および受付窓  
口での申請の受付を終了します。10月以降はインターネット  
申請をご利用ください。なお、書面申請を希望される場合  
は、お近くの認定登録機関にご相談ください。

詳しくは、建設キャリアアップシステムホームページ  
(<https://www.ccus.jp/>) をご覧ください。

## 5. 宮崎県建設関連産業雇用受入支援事業について

# 宮崎県 建設関連産業 雇用受入支援事業

離職者を雇用する  
企業を応援します!!



宮崎県建設業協会  
イメージキャラクター  
オジギビト

### 事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い失業者の発生が懸念される中、失業者を建設産業に受け入れる体制を整えることで、地域雇用の維持につなげる。

### 支援内容

以下に該当する方を新たに雇用した事業者に対し、雇用者1名あたり15万円を助成します。

正規雇用であることが必要です。(職種は問わない)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、やむを得ず離職した方(県内外問わず)で、県内事業所への就職希望者
- (2) 失業者であること
  - ※ 離職票、失業証明できるもの等必要

### 申請できる事業者

- (1) 宮崎県内に主たる営業所を有する建設業許可業者
- (2) 測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント・建築設計に係る業の登録を有する建設関連業者
  - ※ 県税未納がない、社会保険(健康保険、厚生年金保険)雇用保険に加入していること等の要件あり

### 受付期間

令和2年8月3日(月曜日)から令和3年1月29日(金曜日)  
(受付時間 9時から12時 13時から17時 土日祝日を除く)  
※ 事業予算に到達した時点で助成終了

### 応募方法

申請に必要な書類を用意し、宮崎県建設業協会へ郵送または持参  
※実施要領の内容をご覧ください

事業の詳細い内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

(一社)宮崎県建設業協会

電話:0985-22-7171  
http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp

## 6. 令和2年度宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について

### 補助対象者

宮崎県内に本店がある  
**建設業者**（建設業許可を有すること）

### 補助対象経費

当該年度 3 月 10 日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。**ただし、3 月 10 日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限り。**

1. 旅費・受講費
2. 通訳費
3. 在留資格申請費
4. 人材紹介費
5. 出展費・説明会等参加費
6. 研修費
7. その他

※研修費について

入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る

### 補助対象 在留資格

- 高度専門職（例：技術者（土木施工管理、建築施工管理））
  - 特定技能1号・2号（例：技能労働者）
- ※**技能実習生は補助対象外です**

### 補助額

助成対象経費の 1/2 以内（一社当たり上限額 20 万円）

### 対象者の限度

1 事業者当たり年 1 回のみ（通算上限 2 回まで）

### 受付期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 2 月末日まで

（持参の場合の受付時間は平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

**注意：**事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。御了承ください

※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

### その他の条件

◎消費税・地方消費税は対象外。

◎補助金の交付は事業計画申請受付順とし、補助対象経費の算定した額が1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

◎補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを完了したものに限り。

事業の詳細い内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会  
または宮崎県のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会 TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

## 7. 令和2年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

### 令和2年度放送日のご案内

#### ◆ CM 展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から  
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送  
○UMK ニュースの放送帯(毎週土曜17:30～17:56)  
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送  
◇第1部「夢を抱いた日」篇  
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇  
◇第3部「未来へ」篇

#### ◆ CM 展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から  
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送  
○MRT ニュース Plus の放送帯(毎週土曜18:50～19:00)  
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送  
◇第1部「夢を抱いた日」篇  
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇  
◇第3部「未来へ」篇

#### ◆ CM 展開③ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和2年4月3日(金)～令和2年4月30日(木)  
令和2年8月28日(金)～令和3年4月1日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本  
9スクリーン 年間動員数 約65万人

YouTube  
チャンネル  
あります!



宮崎県建設業協会  
イメージキャラクター「オジギビット」

# 雇用改善コーナー

## 1. 令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について

2 文科初第 412 号  
職発 0611 第 10 号  
開発 0611 第 19 号  
令和 2 年 6 月 11 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長  
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官  
定 塚 由 美 子



令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び  
選考開始期日等の変更について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、令和2年2月19日付け元文科発第1521号、職発0219第12号、開発0219第20号「令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」（以下「通知」という。）により、通知しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」という。）の感染拡大の影響により、全国の高等学校では臨時休業がなされていたところ、高等学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要があります。通知の第1に記載する推薦及び選考開始日を下記によることとしました。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、コロナウイルスの防止対策を実施しながらの就職活動や選考開始期日等の変更など、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、中長期的な視点に立って採用を進めて頂き、引き続き、令和3年3月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

なお、下記以外の新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日日程、新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い（推薦開始期日等を除く）等については、通知のとおりとしますので御知願います。

記

### 1 新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

- (1) 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年10月5日（沖縄県については令和2年9月30日）以降となるようにすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年10月16日以降とすること。
- (3) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

### 2 コロナウイルスの影響を踏まえた就職活動への配慮について

コロナウイルスの防止の観点から、求人者が応募前職場見学や選考を実施する際は、感染防止策を徹底すること。

また、応募前職場見学の日程設定に当たっては、例年、学校の夏季休業期間中に実施している求人者が多いですが、今年度については、夏季休業期間が短縮され、また、地域や学校ごとに夏季休業期間が違うことが想定されることから、柔軟な対応をすること。

さらに、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄等については、学校休業の影響を踏まえ、令和2年3月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」により、児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施については、「やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること」とされており、推薦期日又選考開始期日等までに当該年度の身体状況の記入が難しい場合があることも想定されます。

また、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄の記入上の留意事項として「身長、体重、聴力及び視力欄については、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。」とされています。

このため、「身体状況」欄に第二学年時等の数値で記入される場合等であっても全国高等学校統一応募様式として問題ない旨、ご理解いただきたいこと。

## 雇用改善

## 2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

元文科初第 1521 号  
職発 0219 第 12 号  
開発 0219 第 20 号  
令和 2 年 2 月 19 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司



厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司



厚生労働省人材開発統括官

定 塚 由 美 子



令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦  
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和元年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 2 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は全体として順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎えるものが多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、令和 3 年 3 月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等  
1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。  
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張管内の地域に限る。)
- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とする。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

## 2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととする。
 

したがって、この手続きによらない求人申込みがあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。
- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。
  - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
    - （ア）安定所における求人申込み受理は、令和2年6月1日から開始するものとする。
    - （イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
  - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
    - （ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月1日から開始するものとする。
    - （イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始するものとする。
    - （ウ）学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人学校の提示についても、令和2年7月1日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

## 3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

## 4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介所による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申し合わせ事項を遵守すること。また、民間就職紹介事業者を活用して求人申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

## 6 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の応募前職場見学等について

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、同期間中に首都圏で行われる応募前職場見学（※）等に際しては、生徒の交通手段や宿泊施設確保に困難が伴う等の事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。

（※）なお、募集前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うなうものであり、採用選考の場とならないよう十分にご注意いただきたい。

## 第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

### 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 募集の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

### 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

# 建退共 ■ ■

## 1. 建退共制度加入促進強化月間について

建退共では、建退共制度の普及と適正な履行の徹底を図るため、毎年10月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定めて、様々な活動を展開しております。

本年度も10月1日から31日までの期間を同強化月間として、建設業団体、建設事業主並びに公共工事発注機関等のご協力を得ながら、加入促進及び共済証紙の適正な貼付の確保を図るための活動をいたします。

何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。



## 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
6月末計	2,617	30,670
加入	6	105
脱退	3	80
7月末計	2,620	30,695

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)	前月分	当年度計
7月分	940	79	68,857,490	78,610	
今年度総累計 (2020年4月~7月)	3,567	418	383,232,597	187,993	

# 技士会

## 1. 「監理技術者講習」のお知らせ 随時募集中

下記のとおり、今年度はあと2回です。有効期限は、講習修了後5年ですので、更新時期にきている方は受講してください。

日 程	会 場
令和2年10月8日(木)	延岡建設会館
令和2年11月6日(金)	宮崎県建設会館

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (Tel 0985-31-4696)

公共工事の監理技術者は、監理技術者資格者証と講習修了証が必要となり、現場に携帯しなければなりません。(講習修了証は監理技術者資格者証に貼付けることになっています。)

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を受注し、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

## 2. 令和2年度 1級土木施工管理技術検定「実地試験」 受験準備講習会開催のご案内

【CPDS 認定講習会】

令和2年度の1級土木施工管理技術検定「学科試験」が10月4日(日)、「実地試験」が12月6日(日)となっておりますので、実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。昨年度、学科試験のみに合格されている方と、今回の学科試験に合格された方が対象になりますので、実地試験合格のため、是非とも参加ください。

1級 実地講習 (4日間を2回に分けて開催)		
日 時	1回目	令和2年11月16日(月) ~ 11月17日(火)
	2回目	令和2年11月24日(火) ~ 11月25日(水)
受講金額	会員: 25,000円 ・ 非会員: 29,000円 (テキスト代は別)	
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橋通東2丁目9番19号)	
問 合 せ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985-31-4696)	

§ 努力は自分のために! §

## 3. 第25回 土木施工管理 技術論文・技術報告募集のお知らせ

(一社)全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。

応募対象者は1・2級土木施工管理技士で個人または連名(共同執筆者は2人まで)となっています。工事規模の大小・工種の制限はありませんが、他団体、JCMに提出した論文・報告は応募できません。その他、詳細につきましては、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文に記載されております。

応募は、JCMホームページにおいてオンラインからご応募ください。期限は令和2年11月30日(月)までとなっております。

優秀な技術論文・技術報告は、表彰されます。最近の表彰履歴は下記のとおりです。なお、敬称は略させていただきます。

第24回 優秀論文賞 片岡 雅志 清本鐵工(株)

# 事業協同組合

## 1. 下請セーフティネット債務保証制度について

### 債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

#### 必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

### 制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

### 便利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。  
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。  
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

### 経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

### 共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》  
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。  
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

### 制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
  - ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
  - ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

**新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時**

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

**計算式** 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

- 債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)
- 貸付金額=297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%
- 当該工事が完成した場合
  - (1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。  
(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)
  - (2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に戻します。

**貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時**

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

**計算式** 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額
----	------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

- 債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)
- 貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円
- 当該工事が完成した場合
  - (1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。  
(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)
  - (2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に戻します。

## 2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

- 1 **機体販売!**(SEKIDO 正規販売代理店)  
・各種初期設定済
- 2 **機体レンタル・リース!**(SEKIDO 正規販売代理店)
- 3 **修理!**(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可
- 4 **サポート・メンテナンス!**(SEKIDO 正規販売代理店)  
・フライト訓練・年間メンテナンス
- 5 **空撮!**(提携会社)
- 6 **測量!**(提携会社)
- 7 **3Dデータ作成!**(提携会社)
- 8 **CADデータ作成!**(提携会社)



※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

# 建災防 ■ ■

## 1. 剥離剤による中毒が多発しています！

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に  
**剥離剤による中毒が多発しています！**  
 ～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、**意識不明、視覚障害等となる事案が多発**しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、**発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど**）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

### ① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※  
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

### ② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして防毒マスク、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用  
**注意** 防毒マスクを使用しても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

### 剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

(注) 他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

	ベンジルアルコール ※未規制物質	ジクロロメタン ※特定化学物質
有害性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中枢神経系、肝臓に障害</li> <li>・強い眼刺激</li> <li>・眠気またはめまいのおそれ</li> <li>・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発がんのおそれ</li> <li>・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害</li> <li>・強い眼刺激、皮膚刺激</li> <li>・眠気またはめまいのおそれ</li> <li>・吸入すると有害</li> </ul>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送気マスクまたは防毒マスクの使用（防毒マスク使用時は、吸収缶の破過に注意）</li> <li>・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用</li> <li>・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など</li> </ul>	

(注) ジクロロメタンは特定化学物質であり、作業主任者の選任、健診実施などの義務もある。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 2. 雇用管理研修のご案内（厚生労働省委託事業）

建設労働者雇用改善法では、建設業のすべての事業所に雇用管理責任者の選任を義務づけており、労働者の募集・採用、配置、技能向上及び職業生活上の環境の整備を行うことを努めなければならないとされていますが、多忙な業務の中で知識を得ることは難しく、誤った雇用管理が労働者とのトラブルの原因となっています。ぜひ、この機会に雇用管理研修を受講いただき、貴社の雇用管理にお役立てください。

対 象 者	雇用管理責任者や責任者を補佐する立場の方
受講料・テキスト代	無 料
主 催・協 力	(株)労働調査会・建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
日 程・会 場	

### 〔基礎研修〕 ※①

(1回目)  
令和2年10月27日(火) 9:30～17:00 (定員30名)  
宮崎県トラック協会総合研究会館 (宮崎市恒久1丁目7-21)

(2回目)  
令和2年12月17日(木) 9:30～17:00 (定員30名)  
宮崎県トラック協会総合研究会館 (宮崎市恒久1丁目7-21)

### 〔コミュニケーションスキル等向上コース〕 ※②

令和2年12月16日(水) 13:00～16:30 (定員30名)  
宮崎県トラック協会総合研究会館 (宮崎市恒久1丁目7-21)

〔研修コース〕 終了後、修了証を交付いたします。

#### ※①「基礎研修」

労働者の募集、雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識を習得する。  
(雇用管理総論・募集・採用・配置・社会保険・雇用保険・就業規則など)

#### ※②「コミュニケーションスキル等向上コース」

相談しやすい若手先輩職員が少ない若年労働者と、熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を修得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得する。

### 〔問い合わせ先〕

・(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 TEL 03-3915-7221  
又は・建設業労働災害防止協会 宮崎県支部 TEL 0985-20-8610

厚生労働省委託事業

令和2年度

宮崎開催のご案内

建設事業者のための！

# 雇用管理研修

受講料  
無料！

のご案内

雇用管理責任者の方が必ず知っておくべきことを分かりやすく説明します！

令和2年度建設労働者雇用支援事業(厚生労働省委託事業)では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(建設雇用改善法)に基づき、雇用管理に役立つ講習を全国47都道府県で無料でを行っています。

建設業の様々な諸問題を解決する基礎講習と人手不足を解消するコミュニケーションスキル等向上講習を併せて受講することをお勧めします。

## 基礎講習

講習時間 9:30~17:00

### ●主な講習内容

- 建設業の現状と課題
- 建設雇用管理責任者の責務
- 助成金の活用
- 雇用管理体制
- 労働者の雇入れ
- 労働条件・労働時間
- 賃金・就業規則
- 労働者の安全衛生管理
- 労働保険と社会保険 (ほか)

- 本年度から適用される改正法について
  - ・民法改正・働き方改革関連法
  - 新・担い手3法の要点
    - ・改正建設業法・入札契約適正化法
    - ・品確法



開催日・会場 定員30名

宮崎市

10月27日(火)

12月17日(木)

宮崎県トラック協会  
総合研修会館

宮崎市恒久1丁目7-21

建設事業主には雇用管理責任者の選任義務があります。

- ①事業場ごと(支店、営業所等)に選任が必要です。
- ②雇用管理責任者は新しい知識の習得及び向上が求められています。
- ③雇用管理責任者に準ずる方、雇用管理の知識を習得したい方もご参加ください。
- ④職別工事でも事業ごとに選任が義務付けられています。
- ⑤参加者名及び企業名は厚生労働省へ提出いたします。

※「建設事業主等に対する助成金」を受給できる場合があります。受給要件の詳細は最寄の都道府県労働局、ハローワーク等へお問い合わせください。

## コミュニケーションスキル等向上コース

講習時間 13:00~16:30

若年者の職場の定着率を高めるためのコミュニケーションスキルを習得できます！

### ●主な講習内容

- ・若年労働者と先輩職員が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる職場づくりの手法
- ・技術・技能を習得する前に離職する若年者の職場におけるモチベーションの維持・向上を高め、高い離職率の問題を解決するための手法を身に付けることができます

開催日・会場 定員30名

宮崎市

12月16日(水)

宮崎県トラック協会  
総合研修会館

宮崎市恒久1丁目7-21

建設業における若者の人材育成・職場定着の課題

建設労働者の高齢化問題、若年者の高い離職率を改善し定着率を高めるため、より働きやすい職場環境が求められます。

◆研修終了後に、修了証を交付します。 ◆テキストは当日無料で配布いたします。

※詳細なカリキュラムは、裏面最下部の「お申込み」に記載されている専用サイトをご覧ください。昼食、お飲み物等は各自ご用意ください。  
※本講座では、新型コロナウイルス感染防止対策による三密回避のため、定員数を削減して開催する場合があります。(各自マスクの着用をお願いします)

ご協力 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部 主催 株式会社 労働調査会

お申込み方法・お問合せ先は裏面をご覧ください

### 3. 全国建設業労災互助会からのお知らせ

## 4つの補償制度で災害のトータル補償!

#### 新労災(傷害プラン)補償制度

(事業活動総合保険)

労働者の業務中のケガと労災訴訟によるご加入者の賠償責任を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★保険金は政府労災保険の認定を待たずにお支払いが可能
- ★経営事項審査(V1)で15ポイントの加点が可能

#### 労災上積み補償制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金)

政府労災保険の上乗せとして、被災者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★入院見舞金制度
- ★経営事項審査(V1)で15ポイントの加点が可能

#### 第三者賠償補償制度

(賠償責任保険に請負業者・生産物等の各種特約をセット)

工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償

- ★地盤崩壊や仕事の目的物自体の損害等もオプションで補償

#### 建築・土木・組立工事補償制度

(建設工事保険に各種特約をセット)

火災・台風・雪災・施工ミスなど、工事現場において、工事期間中に不測かつ突発的な事故により、工事対象物等に生じた損害について補償

- ★工事現場のみならず、対象工事専用の工事現場外の仮設置場、仮設倉庫も対象

特長1

損害を幅広くカバー

特長2

団体のスケールメリットを活かした割安な掛金

特長3

個別工事ごとの通知が不要  
(年間包括契約)

特長4

安心  
事故時の対応は万全

この広告は、制度の概要です。詳しい内容につきましては、全国建設業労災互助会、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 一般社団法人 全国建設業労災互助会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツウ小川町ビル5階  
TEL 03-3518-6551 FAX 03-3518-6585

■ 取扱(幹事)代理店: 緑富士株式会社  
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1  
ミツウ小川町ビル7階  
TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808

■ 引受(幹事)保険会社: 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第一課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
損保ジャパン本社ビル12階  
TEL 03-3349-5401 FAX 03-6388-0160

受付時間はいずれも平日午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

S/NK19-13193/020.1.24

### 4. 宮崎県最低賃金の改定について(宮崎労働局よりお知らせ)

#### 宮崎県最低賃金が時間額 793 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 3 日 (土) から「時間額 793 円」に改定されました。最低賃金は、臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金 ②1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金 ④精皆手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

**【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室 電話 0985-38-8836**

宮崎県建設業協会機関誌会報 2020.10

23

# 火薬協会

## 1. 令和2年火薬類による事故（速報）

令和2年1月1日から令和2年8月31日現在の火薬類による事故の発生状況は次のとおりです。引き続き基本を遵守して火薬類の事故防止に努めて下さい。

### [I] 総括表（取扱・種類別一覧表）

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取 扱	種 類 別	件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製 造 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙 が ん 具 煙 火	0		0		0-0	
		0		0		0-0	
消 費 中	産 業 火 薬	1	16	0	0	0-0	0-3
	煙 が ん 具 煙 火	5		0		0-0	
		10		0		0-1	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙 が ん 具 煙 火	0		0		0-0	
		0		0		0-0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙 が ん 具 煙 火	0		0		0-0	
		0		0		0-0	
が ん ろ う 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙 が ん 具 煙 火	0		0		0-0	
		0		0		0-0	
そ の 他 事 故	産 業 火 薬	0	1	0	0	0-0	0-0
	煙 が ん 具 煙 火	0		0		0-0	
		1		0		0-0	
合 計	産 業 火 薬	1	17	0	0	0-0	0-3
	煙 が ん 具 煙 火	5		0		0-0	
		11		0		0-3	

### [II] 事故一覧

#### 1. 消費中（産業火薬）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	5月25日 11:30頃	福岡県 飯塚市	0	0-0	C2	発破による飛び石が発生し、場内約200m離れた巡回車のフロントガラスに放射線状のひび割れ、県道をまたいだ約450m離れた当該事務所駐車場の乗用車の後部ドア2か所に当たり傷が発見された。

## 1. 消費中(煙火)

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2月1日 19:55頃	福井県市 大野市	0	0-0	C2	花火大会のフィナーレにおいて、煙火玉(スターマイン2号玉:40個)を打ち上げたところ、そのうち10数個が低空開発した。
2	2月17日 8:23頃	宮城県町 加美町	0	0-0	C1	猿がビニールハウスに天井から侵入し、ハウス内に保管していたロール状の稲わらを食べるため、駆除用の有害鳥獣駆逐用煙火をハウスの外から内部に向けて使用したところ、天井の猿の進入口から火花が入り、ハウス内のロール稲わらに着火し、火災になった。
3	2月22日 19:38頃	鹿児島県市 日置市	0	0-0	C1	イベント用の花火を打ち上げたところ、空地の枯草に延焼拡大した。
4	6月1日 20:12頃	北海道市 札幌市	0	0-0	B1	全国131社による同日同時刻の煙火の打ち上げイベントを実施中に発生した。打ち上げ中の煙火の殻が燃えたまま落下し、周囲の草木に着火し焼損した。 ※全国版3社等の報道がなされているためB1級とする。
5	6月10日 14:20頃	静岡県市 長岡市	0	0-0	C2	畑仕事をするため畑に行ったところ、猿の鳴き声が聞こえた。畑を荒らされると思い、威嚇目的で鳴き声のする山林にロケット花火を4本使用したところ、植物に引火し、火災になった。

## 2. 令和2年中の火薬類保安講習の受講申込について

令和2年中の火薬関係保安教育講習は、コロナ感染症拡大防止のため、現在自宅学習制度による講習を実施中ですが、今年度の甲種・乙種火薬類保安責任者ならびに丙種火薬類製造保安責任者試験が12月20日に実施される関係で自宅学習制度による保安教育講習を11月までに終了するように全国火薬類保安協会から通知がきております。

従いまして、令和2年が保安講習受講年でまだ受講されていない方、新規に従事者手帳、保安責任者手帳の交付希望の方は、至急協会に受講申込をしてください。

# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和2年8月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

### I. 全般の状況

(単位:件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和2年度	359	9.8	14,297	10.0	1,636	▲2.0	82,818	43.0
令和元年度	327	▲5.8	12,994	33.9	1,670	16.2	57,907	19.5
平成30年度	347	▲8.7	9,705	5.7	1,437	▲1.8	48,467	▲3.0
平成29年度	380	▲5.5	9,184	▲19.6	1,463	▲12.0	49,996	▲9.0

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

### II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

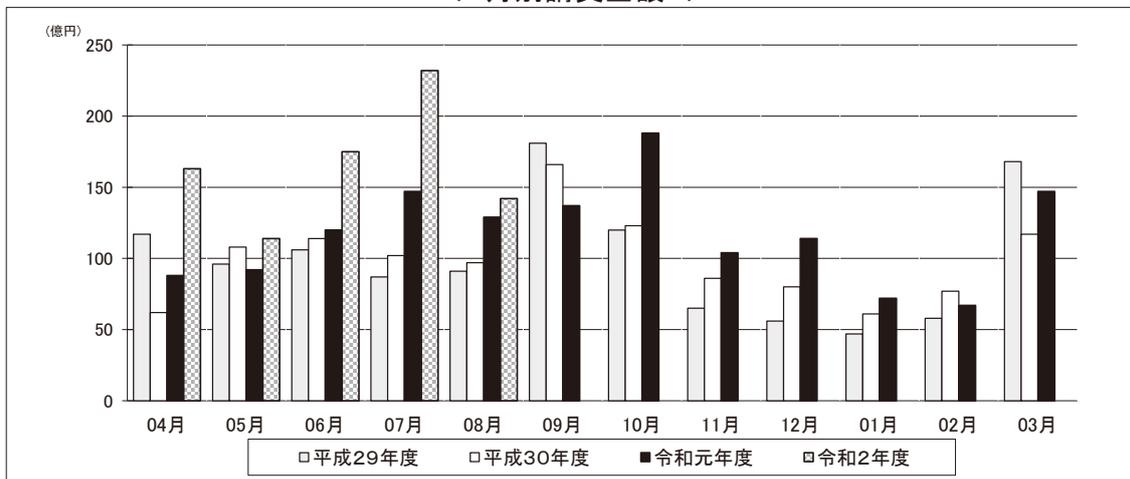
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	43	30.3	5,379	74.1	189	34.0	20,124	63.8
独立行政法人等	3	▲40.0	538	▲52.0	14	27.3	1,308	▲40.0
県	142	24.6	3,993	47.4	559	▲6.5	32,765	89.1
市町村	168	▲1.2	4,315	▲27.7	869	▲4.3	28,498	11.2
その他の公共的団体	3	▲40.0	70	▲32.6	5	▲58.3	121	▲74.2
計	359	9.8	14,297	10.0	1,636	▲2.0	82,818	43.0

### III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮崎	79	12.9	3,340	▲5.2	341	10.0	24,608	117.8
日南	31	63.2	867	59.4	119	▲7.8	4,125	5.8
串間	12	9.1	240	29.5	67	9.8	3,101	176.8
都城	49	▲3.9	2,709	14.0	204	▲28.4	12,924	▲6.5
小林	35	29.6	1,012	57.0	146	12.3	4,448	9.6
高岡	16	23.1	534	130.7	55	▲19.1	1,671	▲14.9
西都	17	▲22.7	355	▲32.8	90	▲21.7	6,256	195.2
高鍋	16	▲5.9	1,213	66.0	96	24.7	6,873	115.0
日向	45	▲4.3	2,258	5.1	227	▲4.6	8,190	6.2
延岡	35	2.9	990	▲40.0	151	15.3	6,331	10.8
西臼杵	24	50.0	775	81.0	140	11.1	4,285	43.0
計	359	9.8	14,297	10.0	1,636	▲2.0	82,818	43.0

< 月別請負金額 >



## 2. 中間前払金制度のご案内

# 工事後半の資金繰りをサポート! 中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間  
前払金

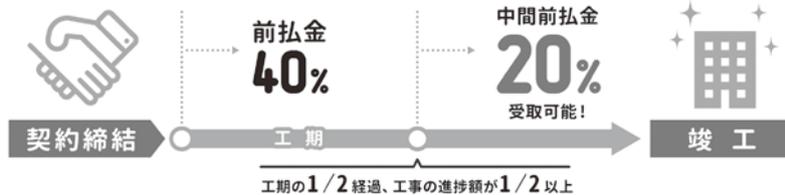
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間  
前払金  
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、  
さらに請負金額の20%を受け取れます。

工期が長くても  
安心ね!



### よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった  
場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要  
はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。  
 ・保証申込書 ・前払金使途内訳明細書  
 ・発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

▶ 例 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料 **6,500円**

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX

0120-553-835

西日本建設業保証

検索

<https://www.wjcs.net/>



# 建設業情報管理センターからのお知らせ

## 経営状況分析は、信頼と実績の CIIC建設業情報管理センターにお任せください

**豊富な  
実績**

永年の処理実績に裏付けされ、  
建設企業様から高い評価を頂戴しています。  
適正、的確な処理により、安心してお任せ  
いただけます。



**迅速な  
処理**

迅速な処理を心がけ、申請いただいてから、  
3営業日以内に結果通知書を発送しています。

※昨年度実績平均2.9日。(申請内容、お問い合わせの内容により、お時間をいただく場合もあります)

どなた様にも親切丁寧な対応を心がけています  
ぜひ、CIICの経営状況分析をご利用ください

### 「なんでも経審Plus」をリリースしました。

経営事項審査、建設業許可の変更届作成など、  
行政庁に提出する申請書でお困りはありませんか？

申請書類が簡単に作成できるソフト

「なんでも経審Plus」をお試ください。

このソフトはCIICホームページに公開しており、  
どなたでも無料(年会費、使用料など一切不要)で  
ご利用いただけます。

ダウンロードしてお気軽にご利用ください。

操作がかんたん

ユーザー  
登録不要

完全無料

「なんでも経審Plus」 サポート専用ダイヤル 03-5565-6236

経営状況分析は“信頼と実績の” 登録経営状況分析機関 登録番号1

**CIIC** 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階) TEL 092-483-2841

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

当財団は、情報セキュリティ  
マネジメントシステム(ISMS)  
に関するISO規格(27001)  
の認証を取得しています。



# 建設業福祉共済団からのお知らせ

## ＜法定外労災補償制度＞

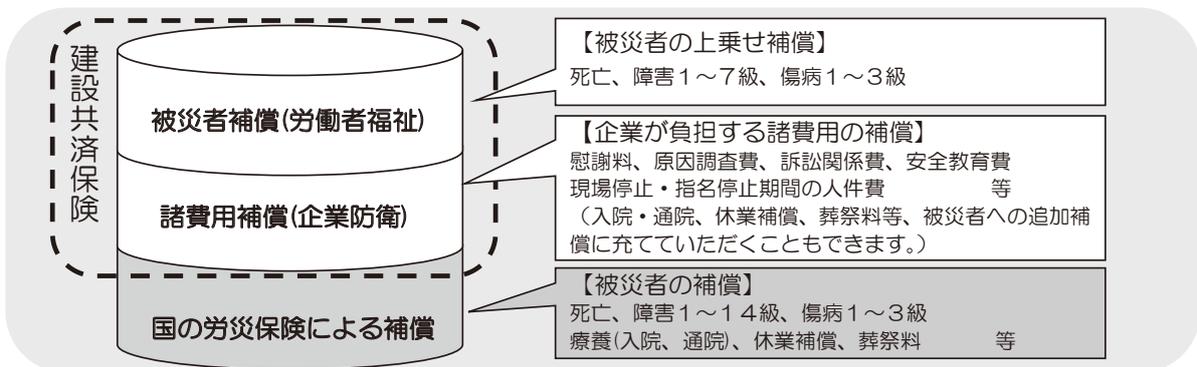
### 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

#### ◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



#### 1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

#### 2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

#### 3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

#### 【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

#### 【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

#### 【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

#### 【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、  
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害7級まで)

# 建設共済保険

法定外労災  
補償制度

働く人の  
想いに応える、  
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

## 育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

## 労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

## 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階  
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会  
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19  
Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索